



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

国家戦略特区ワーキンググループ

企業の農地取得（新潟市方式）について ～ 農地法の特例 ～

平成30年6月27日
新潟市

企業の農地取得(新潟市方式)について

～ 農地法の特例 ～

1 現状及び養父市の特区制度

(1) 現状

- 現在、農地法により、農地を取得できる農地所有適格法人の **企業等の議決権は1/2未満に制限**されている。
- この規制により、企業が経営権を持つ法人は、農地を取得することが認められていない。
- 一方、H28年9月の特区法改正により、養父市限定で農業経営を行う法人の農地取得が解禁されたものの、**農地所有適格法人は除外**され、本特例措置の活用が認められていない。

(2) 養父市における法人農地取得事業の概要

	内容
①趣旨	農業経営を行う法人(但し、農地所有適格法人を除く)による農地取得を解禁
②対象区域	養父市に限定
③事業期間	改正特区法の施行日(H28年9月1日)から起算して、 5か年間の時限措置
④関係法令	・特区法 第18条(農地法等の特例) ・特区法施行令 第26条(特定地方公共団体)
⑤仕組み	・養父市を介した農地売買が必要 ・50a以上の農地売買には養父市議会の議決が必要 ・農地取得が必要な法人名とその理由を公表
⑥特記事項	・特区法第18条第2項で、 担い手が著しく不足 し、かつ従前の措置だけでは、 耕作放棄地の面積が著しく増加 するおそれのある区域に限定 ・特区法施行令第26条で、 対象区域を養父市に限定

2 提案に至る課題認識

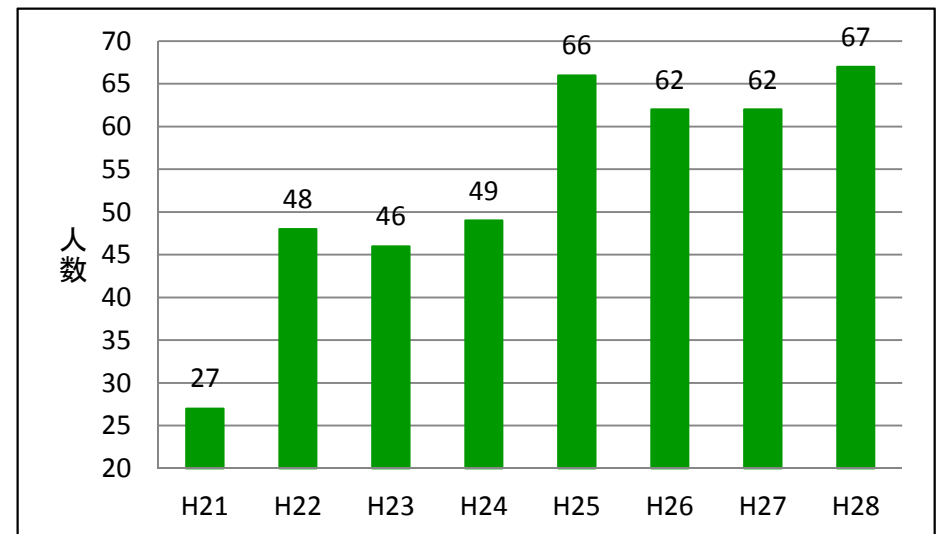
- 新潟市と養父市の農業環境の大きな違い。
- 新潟市では、**担い手の減少はあるものの、著しく不足している状況であると言えず、新規就農者は増加傾向**にある。

【図表1】 全国と新潟市での新規就農者数の伸び率比較

新規就農者数	H21年(基準年) A	H28年(累計) B	伸び率 B/A
全国	66,820人	469,630人	7.0倍
新潟市	27人	427人	15.8倍

※出典:農林水産省 新規就農者調査、新潟市の農林水産業

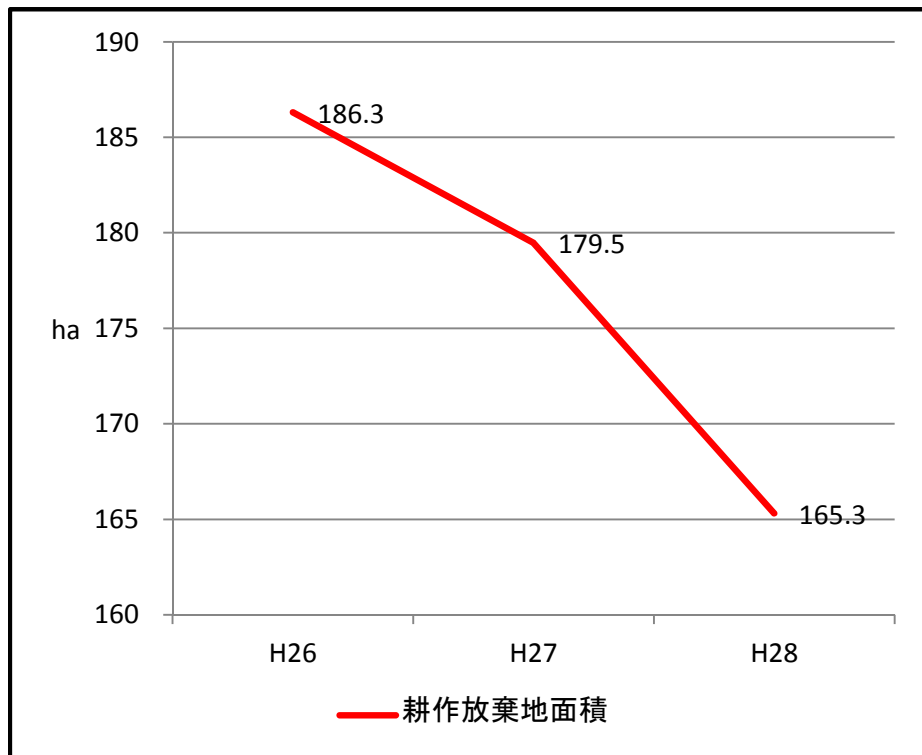
【グラフ1】 新潟市内における新規就農者数の推移



※出典:新潟市の農林水産業

○新潟市における耕作放棄地は、特区参入企業などの活躍により減少傾向にある。

【グラフ2】新潟市内における耕作放棄地面積の推移



※出典:新潟市の農林水産業



- ・特区法第18条第1項(農業の担い手が著しく不足)及び第2項(耕作放棄地の面積が増加するおそれ)に規定する区域に、新潟市は適合しない。
- ・担い手や耕作放棄地など、農業環境の違いにより、養父市の法人農地取得事業は、新潟市で活用することができない!

3 新潟市の提案内容

○これらの状況を踏まえ、新潟市では農地所有適格法人に基づく規制緩和(議決権の緩和)の適用を提案。

	内容
①趣旨	企業の有する議決権の合計を、総株主の議決権の過半まで拡大した農地所有適格法人による農地取得を解禁
②対象区域	新潟市
③事業期間	時限措置は設けない
④関係法令	農地法 第2条第3項第2号 (農地所有適格法人の議決権に関する事項)
⑤仕組み	<p>○農地取得を希望する法人の適性審査 <u>新潟市農地効率的利用促進審査会</u>(条例設置による有識者会議)の適性審査に適合したものに限り、法人の企業の議決権を過半まで拡大する</p> <p>≪H27年1月設立 審査委員計5名≫ 学識経験者、公認会計士、税理士、農業者で構成</p> <p>○事業撤退の未然防止及び撤退する場合の対応措置 <u>関係法令が農地法のため、同法の規定に準拠した対応が可能</u></p> <p>・農業委員会への事業報告による撤退の未然防止 ・農業委員会による勧告、斡旋で農地の継承先を検討 ・国の買収規定を適用し、対象農地を国が買い上げ</p>
⑥特記事項	<p>・農地法に基づく取り組みのため、全国展開が可能</p> <p>・<u>単に農作物を栽培するだけでなく、農業用ハウスなどの大規模投資を行うための農地取得も目的の一つ</u></p>

5 農地所有適格法人の事業要件の緩和

+α

(1)現状

- 農地法により、農地所有適格法人の事業要件が規定。**主たる事業が農業**(農産物の加工・販売等の関連事業を含む)であり、その売上高が収入の過半を占めなければならない。
- 自らも生産している農作物を他から仕入れ、加工・販売することは可だが、**自ら生産していない農作物を他から仕入れ、販売・加工の売上が過半を超えると不可**。

(2)新潟市の提案内容

- 新潟市では**農地所有適格法人に基づく規制緩和(事業要件の緩和)の適用を提案**。

	内容
①趣旨	農地所有適格法人が、 自ら生産していない農作物を周辺地域(新潟市内を想定)から仕入れ、加工・販売する際は、その売上高も農地所有適格法人の主たる事業として認める
②対象区域	新潟市
③事業期間	時限措置は設けない
④関係法令	・農地法 第2条第3項第1号 (農地所有適格法人の事業要件に関する事項) ・農地法関係事務に係る処理基準について



農地所有適格法人が、地域農産物の販路を拡大することにより、経営安定と地域農業者の所得向上が可能に！



4 期待される効果

- 議決権を緩和した農地所有適格法人の形態で、**農地の取得を希望する法人がいる**。
- 大型ハウスの整備など、長期的な営農計画のもとで行われる**大規模投資のリスク軽減**が期待できる。
- 農業者の負担軽減を図りながら、**資金力の乏しい新規就農者等が企業と連携した農業参入**が期待できる。
- 農地を取得してまで、農業経営に取り組む姿勢を見せることで、**地元へ安心感を与える**ことが期待できる。
- 取得した農地に大型ハウスなどを整備することで、**農産物の周年供給や収益向上**が期待できる。

企業の農地取得



- ◎継続的かつ安定的な農業経営が可能に！
- ◎法人所有地で、大規模投資が可能に！
- ◎貸しはがしによる投資リスクを未然に防止することが可能に！